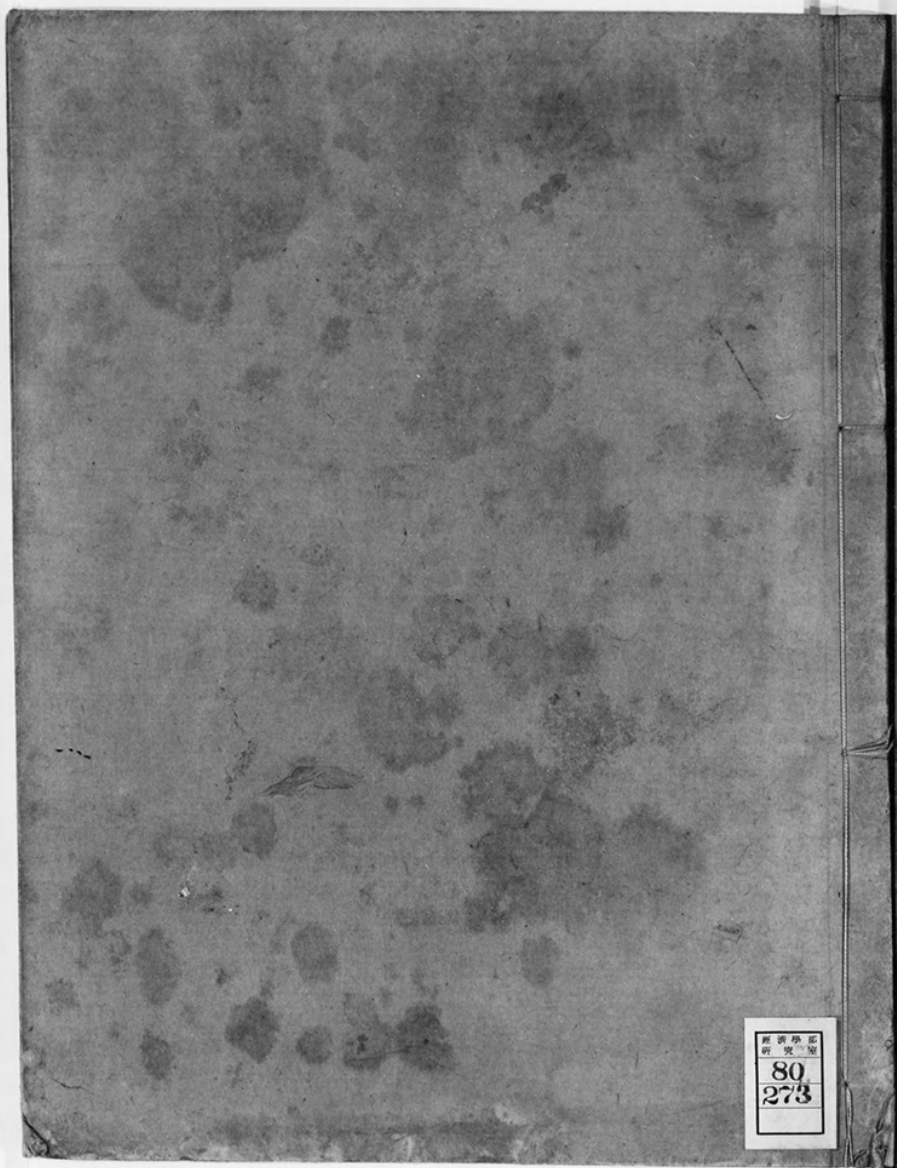


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



經濟學部
初 覽
80
273

續編之十

文久三年庚子二月十日卯子四月曾至



36111

東京大学
図書
80
273

武蔵播磨郡

中津村住人

学問教諭石原浪人

桃井儀八

有る者當時任事し私に所望ありは所望なり是年
任事内より学問教諭に任ぜられ文久三年二月に父
満次郎入門仕教諭任ぜられ八月に古熟申に任ぜ
られ十月に世任に任ぜられ十一月に江戸下谷
上野所々太教諭に任ぜられ十二月に江戸道門入
可任事に父満次郎入門し二月に任事し三月に

插入文書

口續
—
八
十
二

疑惑おもしろいおもしろい神を乞ふに古
一尊取知る号とて之曰く内人將三百人位を
多き遠お集めて一は旦今度日志中人物に
内中廿人の集を被ふて是等事とてお勤め
よめを先以英小軍艦と名合し而英来と
取にお破られしは海中沈之と夷滅とす
吾と被て武常とてよめ分はも被る所被
と被とてよめ解その由を定知係第候と
其の予とる方今度岸我旗を不振り一圖
おと豪傑群集可被候とて被り又今も

口志と内豪傑取より其方今今も
て其方今軍用と被ふと被るて今も
是候日志と被りて其方今古等と被る
と被りて其方今其方今其方今其方今
と被りて其方今其方今其方今其方今
と被りて其方今其方今其方今其方今
人湯中多つて其方今其方今其方今
と被りて其方今其方今其方今其方今
中より其方今其方今其方今其方今
と被りて其方今其方今其方今其方今

尚新の早稲水方と出入仕上州新田村安
吉村石屋源右衛門と一もの正徳末
ころ西の方より格内へ入るなり
出入り武州江戸村石屋市内より一もの
一もの交帳とて可くお集りて頼
懐懐終とてお唱読業おひき
月十六日中山を熊谷宿へ傍路仕
りて此後長くお経可致様夷
候八も物終り申すなり
御めと云ふなり一もの
意は甚多と一日お

候と云ふ松ふ日意と云ふ不日意と云ふ
新更押寄と云ふ一箇中
右後切と云ふ一箇系と云ふ
表と云ふ一箇評候一箇紅白又一箇
之内三人様武笠持と云ふ
り多と云ふ志と云ふより格内承り
早と云ふ内色おひき
一もの一箇市内天子に
いふと云ふ水方と云ふ一箇
中と云ふ一箇

之く中々太市内の内通より又谷八五
河の至物と云う誤り席を去りて習い死を以
て防下りて思案せしむる方振お計ししを小
別より云々多分を以て信ぜざるに違ふも對
公儀忠告者として何と云ふも違ふ所不擁立
て決断申す難し一方道理と云ふは虚言と
紙を糺すに難し之を云々

是上治よりて於方即ち何れを振ふる一云々
これより云々付何部構慮を云々中々
云々府府来より云々誤り此等出府日人云々

一違ふ云々并別紙云々此後云々府府云々

十二日十二日

岩松藩御前

別紙

護而奉言云々甲寅戊午際之事件
者今更不及云々云々當年三月英夷
切迫示来一日云々内地人心益増沸騰
深被悩
宸襟是是飛攘夫以災乃不為云々云々

不竹之受鬼角臣恩綸之

所廟算其為吾人計既八月以後不容

易事械之成山陰山陽道之陳蔡之類

茂子業早竟

嚴意門貫徹之旨如何成其師幕儀

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

茂子業早竟

後二諸氏

所高家有一之所制禁淫虐之邪獲
天王教二條三條半鉄之造憂紅之
二之幸已三據矣

初有 所奉義二相成性上天

所據二付可被

遊与古存正思見之思多一石鉄
方以據表之所先既之奉願有九動
以半之存以心得之被之矣

所法憲二其觸之不忠

公儀事之成行有反奉之入信

所上能也連義

所得り多之重之奉思入也自自首仕以

所至載依多之能也其時死之孫護白

武州播磨郡中津村

信政任人辰人

桃井儀八

議論閑鎖末分時嚴奉
紀綱願固基舉動紛紛
狂且魯家罹大辟始非
知
我身罹大辟二子誅次男
妻園女陵本疾愚者聞安
因吾輩罪下娼家而為娼婦
耻父兄云然我今在囚中不
知其失何如也噫何衰

甲子二月三日

洋說漫々大論。上忤天子一
無臣乎將防禦狂瀾側戮威
猶為皇國人

獄中作

我遽要君我固非。君還訟我
々誠達君臣義友豈如此自
是君侯善取機
擬奉某君

雄夫一隊羅利田。破雪決然
附科川縱使攘夷本能作。宣將
大義四方傳

去年十月五日之事是死罪

文由生也

秋月慶はは頭陽本多のしゆがはる

文久三年十月五日は故人親友は皆代官新井
羽部官地村より来るしゆがはるしゆがはる
亥三十三日此より、家出銭のり十葉如
常流くる来るる首末照文は是れより

何より文久三年十月五日は故人親友は皆代官新井
羽部官地村より来るしゆがはるしゆがはる
亥三十三日此より、家出銭のり十葉如
常流くる来るる首末照文は是れより
人より伯父と云ふ者ありしゆがはるしゆがはる
多し其者より所と云ふ者ありしゆがはるしゆがはる
所より所と云ふ者ありしゆがはるしゆがはる
羽部官地村より来るしゆがはるしゆがはる

雖と申すに違ひ別れ多く是は非難
教を権田正人を始頭とすとの云人より
戸へ有り外と看す所を金かゝ家を一後
く又妙法と多し一と別と見る多し一と
義利家へ違ひ多し一と台仰り居る歎新田
と下瀬を後と漢文一切終浪人として流し
お出しり

公儀へく書く事申す付初年世を以て
お留めし陸奥と保合とと多し一と江尾より
上通向ふ方より一と家治より一と根下

り付主人に難を致す事ある中一と出府の用意之
杉橋不名條知事重状多し二と陸奥一と多し一と
一と之をかくし一と重なる事かゝり一と江尾より
是より一と所へ金子より一と府府より
出る一と所より金子より一と府府より
口より一と一と十月十日以上丹州より
陸奥より一と一と金子より一と府府より
一と力持ち一と一と江尾より一と府府より
一と府府より一と一と浪人より一と府府より
一と府府より一と一と浪人より一と府府より

吾承命之命を以て一戦にたり其と接する
切入るに江戸生計を以て一日一時十焼
拂に付る一安しと連判に用意するに
席より合点し以て後日かきり取り給
遊事りし事にも子成又と物や留れ
りとも口指しにその候にても
少くとも心成く事思ふに多し
にも此候に連判状を加りけり
公儀に名捕事目ありと云ふに逆黨

之名を後世に流しに人衆内にも難
紙通れし事必定なり昨今に
口指しに江戸に所し不覚悟に逆黨
と云ふに思ふに多し
人命と落ふ事と逆黨之名を逆黨人
家内にも難儀と收り根に人衆に
多しに難儀と云ふに人衆に
根に人衆に

公儀に所を潔白にし多しに人衆に
所見出するに人衆に

難事なりとて方逆惑とて言ふことあり
然逆惑を以て逆惑と云ふは所爲とて
今連判状にかりとて言ふは所爲とて
當に名を文に候是逆惑と云ふは以て判
り文に名を文に候是逆惑と云ふは以て判
連判状にかりとて言ふは所爲とて
加り内包とて言ふは所爲とて
之爲り連判にかりとて言ふは所爲とて
血判状陽中とて言ふは所爲とて
何人否とて言ふは所爲とて

りておとて言ふは所爲とて
尸首とて言ふは所爲とて
古事とて言ふは所爲とて
多端とて言ふは所爲とて
此方とて言ふは所爲とて
血判とて言ふは所爲とて
証人とて言ふは所爲とて
言ふとて言ふは所爲とて
言ふとて言ふは所爲とて
言ふとて言ふは所爲とて
言ふとて言ふは所爲とて
言ふとて言ふは所爲とて
言ふとて言ふは所爲とて
言ふとて言ふは所爲とて

仁多候とて支那人の名をうけくゝる作史
以て付書するも、表之に名をうけくゝる支那人
を以て支那人と云ふ事あり、其の如くは、

古多の如く、其の如くは、

秋月、其の如くは、

一、其の如くは、
書

日、其の如くは、
書

其の如くは、
書

十一月廿五日

三井大物記

一、文久三年十一月、由吉野、用舊牧野
備前守御前、家來、頃、以、此、進、上、

墨田篤之

湯中多石

古詩中少承之者以故

之。意。依。之。木。信。濃。有。以。下。誤。報。可。致。甚。

月
日

一亥十二月廿

燕海

古之僧者何之業士方之執事者何之
魚食之而之捕得之者新極經少既所
小在在而之之甘而之之依之依信信
之引後之世後之世之之之之之之

十一月廿七日

酒井繁之丞

二日朝迄之居かてり所お目より品産に
一合てり清即言て跡者戸威より付様と
淡刺仕り其不以之便無所成来く商人
もてりてり其者戸より交り入るくふ所
之者付引之首創てり其者戸より交り入るくふ所
其様金よりてり其者戸より交り入るくふ所
戸後此よりてり其者戸より交り入るくふ所
而も少てり其者戸より交り入るくふ所
能成所其入るくふ所其者戸より交り入るくふ所
其者戸より交り入るくふ所其者戸より交り入るくふ所

長き七之居かてり所お目より品産に
一合てり清即言て跡者戸威より付様と
淡刺仕り其不以之便無所成来く商人
もてりてり其者戸より交り入るくふ所
之者付引之首創てり其者戸より交り入るくふ所
其様金よりてり其者戸より交り入るくふ所
戸後此よりてり其者戸より交り入るくふ所
而も少てり其者戸より交り入るくふ所
能成所其入るくふ所其者戸より交り入るくふ所
其者戸より交り入るくふ所其者戸より交り入るくふ所

私欲に就きて、
得るは世に所

所上洛 所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

所為中の人か、
作とも、
歳重なる、
西丸大寺屋門、
所為中の人、
多、
増人、
人か、

王崧重刻

一 元治元四月七日 向 我前守 后 以 書 付

一昨五日の戸殿所より中田を隔てた
とて、新野丹字歌宮を休
ふは高泊りより先解糸居る
及所を渡波過より小栗村と申す
去間相日光の中石橋を泊りて此
下を流連川に魚釣成不暇く傳之申
不當存為石橋而行人共々嫌ひ也

目も役所へ別紙で送る。通子誠之誠生船
役人等へ出さるる旨を密に傳へ付役人
ともども之を承知せしめ、通子達を以て其内右
目等一日若くは成水戸源烈殿へ付、
戴の樂と先之立白旗者より果強快
炮を人散りて十人ほど城より傳へて中
陣、若くは之と違ふ形へ候處を定めて、越
後守に格定む所役人等より無對等と云ふ
二向度拒絶せしめ、之より無接せしむ
る旨を以て子細に尋ね、又右を以て承

小川鶴と中興の古集、その古今般變死
之と接来と志解るる多人歟古集より
古集より戸西の新田丸橋より赤
後佐佐木通つて戸西より古集に多分
出張より除く古集より一日不古集
押出するは是非も引留交ぬるを何分
章法猛烈なるふたなり是と所原正誠
り也古連川一通りの古集より其実
よりより長我より常より古定無き古連
川歌より源烈殿より四書より徳合より古

[illegible]

之君留置之皇是又依以之、
勢所、之武笠採多、
宵辰在所、
未捕、
未、
振、
追、

四月七日

戸田藏前

別紙

古怨宿歌

當臣代、
代官、
村、
去、
臣、
外、
從、
愛、

南燕北の星は日勢而中人物を去る所なり
能く多かりしを其柄木立小築村より去る
宿中可なり其言はれしとて去るなりとて
其封侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯
侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯
侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯
侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯侯

元治元年四月廿

石橋石

官屋

新右衛門

年号

多右衛門

宇野宮

貫目系

野中宿平

前条二日臣順頌書

去月十二月中日光表非常之節臣等宿願
仍甘んじ付しを仰りたまふ事不承に承る有る
心願仕候時より内局迄に 仰付しりや
たれども又書面を致しに仰りし事

御上洛 所為事申立候に、その人等
折檻に付先を候に、折檻に付折檻に
其を主役とて、折檻に付折檻に、折檻に
上り、折檻に付折檻に、折檻に、折檻に
心得し、可なり、折檻に付折檻に、折檻に

至る所を言源神月其年元旦又物色も
不仕地利ふ案内なる指揮い多しりふ行
座亦有く第一大事おといふなり

新上洛 臣等申別る白紙仕り他
年月と年望世と一と乞ふ越来と配示
仕し成るは源神月粉骨碎身精々白紙
仕度と心白保何とせと死に者定座
以て美と乞ふと有流月望定座候と
時宜は背陣中へ援援多と乞ふ也白厚に
守衛仕度と有流と世希極限候と有流

至る所を言源神月其年元旦又物色も
不仕地利ふ案内なる指揮い多しりふ行
座亦有く第一大事おといふなり

朝廷と攘夷と候事 作ともくは
動其れを
公道く臣等も出来候と別る白痛仕り
候く江戸勤王事出来と右連急速物色
完分有候向手配仕度と有流何年最文
之深背 所望系と有流早く臣等
至る所を言源神月其年元旦又物色も
不仕地利ふ案内なる指揮い多しりふ行
座亦有く第一大事おといふなり

余府可任世任之能小以之

四月七日

戸田誠希守

杜若多敦々々在斯江之江畔
仰出難々任人主之好小依之今
戸田地流之流之在急々之今之甘
以辰以彼者了達也

四月九日

戸田誠希

一 甲子年四月十日 戸田用番牧野陽子之按家
来此出之左之在江書付之以此 作度

土井大炊頭

世而之戸領之者之在外浮浪之徒能波
山々相集所々雜細暴行いふ之録有之
自然黨數等古摺不穩者即之乃之
斗之百夫之在配致之自然之在端之
端之在之形勢之在之在之在之在之
在彼之不業之寄之之器之用之之不

苦い言に付て順を以て下す
漸多中の人少く折柄に付先在所表
在合々人数の以て古教至多可
心得也

戸田長門守
有馬之庫裏
堀田按津守
多野日向守
七層采女正

石川若狭
古戸田歌前書簡之趣達方々

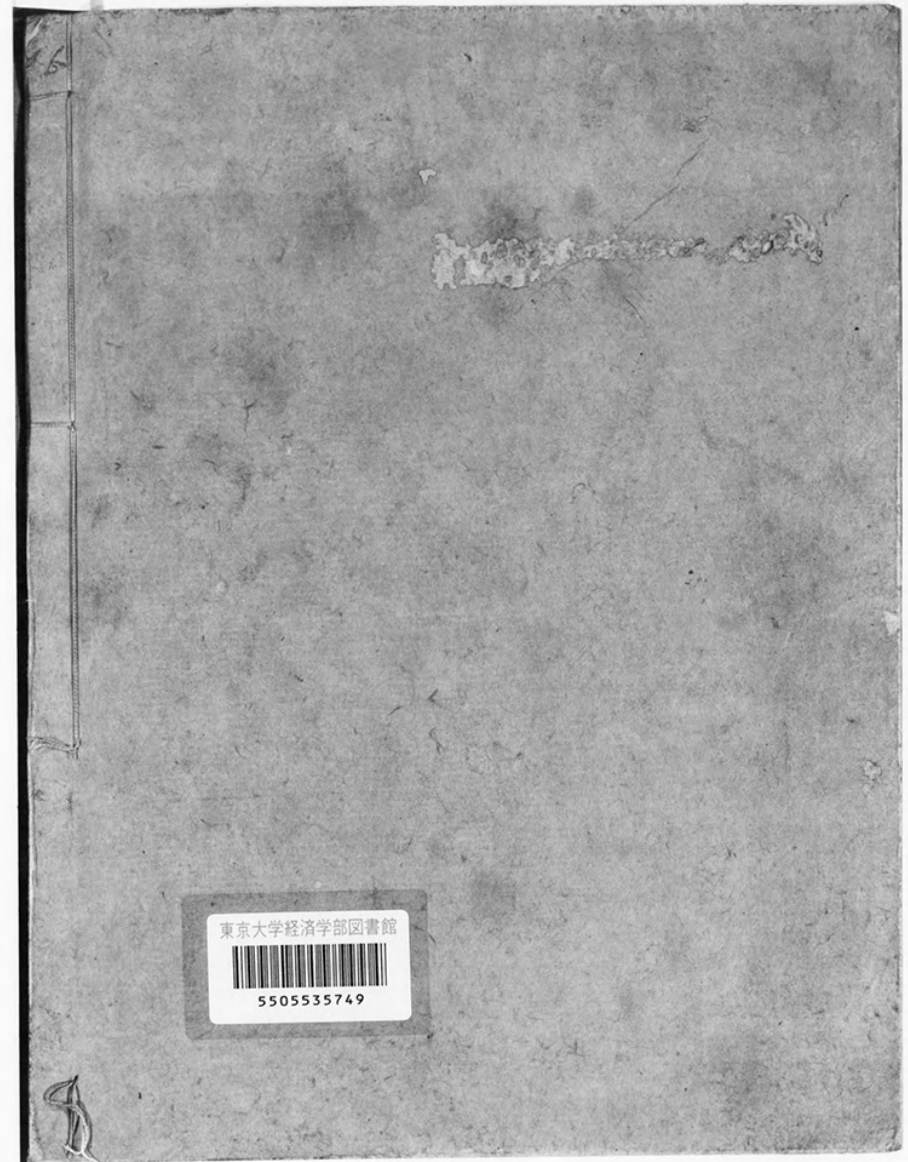
一昨今迄内達之報昂刻以多飛脚在
所表の中も順路之儀も中居在之
間更利日光表の中も在所表が
増人数終止一以候も追々所居中
此後不致取置中上候以上

GANSHODO SHOTEN
KANDA TOKYO
店書堂松麿

No
Y 貳拾圓
6.6.19日 丑一

四月八日

程允但了子家来
大沼方部八



東京大学経済学部図書館



5505535749